



平成十四年に日本学術会議は、当時の吉川弘之会長のイニシアティブの下にまとめられた「日本の計画」を発信しています。これは、日本という国が、長期的に見てどのような国であるべきか、何を中心課題として進むべきか、という高邁な課題に対して、当時の学術会議の知恵を結集してその指針を示したものであり、私達後輩は拠り所にしてきたものです。ただ、「日本の計画」は完成したもののとは言えない上に、長期的展望についてのその後の議論を行っていませんでした。そこで、第二十期の後半であります平成二十年初めごろに、「日本の計画」を引き継ぐものとして、「日本の展望—学術からの提言—」を作成することを決意し、この一年半、日本学術会議の総力を挙げて議論を重ねてきました。そして、平成二十一年十月の総会で「素案」を提示し、現在修正を行っているところであり、平成二十二年四月の総会で最終案がまとまる予定です。なお、この提言は、日本学術会議の会員の任期に合わせて、六年毎に改訂し、新しい提言を作成することとしています。

さて、この「日本の展望—学術からの提言—」のための議論を進める中で、明らかにしたことのひとつが、「科学技術」や「基礎研究」などという、ごく普通に、疑問の余地はないと思込んで使っている言葉（用語と言った方が良いでしょう）が、意外にも、行政で使う場合と、学術の世界で使う場合とで、その内容が著しく異なることが明らかになってきました。迂闊だったといえませんが、それまでですが、ここでは最も多くの

問題を含んでいる「科学技術」を例に引いて説明したいと思います。昭和三十一年に総理府の外局として科学技術庁が設置されました。その科学技術庁が対象としていた「科学技術」とは、人文社会科学だけでなく、大学で行う基礎科学も除いたものだったとされています。設置準備段階でこのことを知った日本学術会議は、昭和三十年に科学技術庁の設置は「科学技術の行きすぎた統制に陥り、ともすれば特定部門の推進を図るあまり、他の部門を圧迫するおそれがある」として日本学術会議の意見を聞くように、茅誠司会長名で政府に申し入れていました。けれども無視されたままです。案の定、科学技術庁では、「科学技術」は自分達が優先的に支配するのである、という考え方が非常に強かったようです。実際、昭和五十年に文部省学術

府に対して勧告するところまで来ました。ところが、それに対して政府は「科学技術基本法」を制定する方向に動き始めました。この二つの基本法の違いの1つは、後者が人文・社会科学を排除していることでした。そして遂に、平成七年十一月に四党共同提案による議員立法で「科学技術基本法」が成立してしまいました。この法律の最初のところで、対象は、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く）」であると書かれています。なお、当初、科学技術基本法の案では、基礎科学は除外されていたようですが、最後の段階で除外をやめたとも聞いています。

「科学技術」から「科学・技術」へ

日本学術会議会長 金澤 一郎

国際局(当時)が「我が国の学術」と題する冊子を作成した中で、「科学技術」という用語には、法律上の定義は存在しない。通常の用例についてみれば、有用性を直接的な目的として行われる自然科学系列の研究活動及びその成果としての技術開発を意味するものと言つてよからう」としたことに對して、科学技術庁の幹部が「科学技術は我々の所管である。バカなことを言うな」と言つて強く抗議したという、嘘のような本当の話が伝わっています。

日本学術会議は、昭和三十一年ごろから基礎科学研究の重要性に鑑み、その推進を様々な形で発信してきました。そしてその集大成として、昭和三十七年に今言う学術研究(つまり人文・社会科学、生命科学、理学・工学など全ての分野を含む科学的な研究)の健全な推進を目的とする「科学研究基本法」の制定を政

府に對して勧告するところまで来ました。ところが、それに対して政府は「科学技術基本法」を制定する方向に動き始めました。この二つの基本法の違いの1つは、後者が人文・社会科学を排除していることでした。そして遂に、平成七年十一月に四党共同提案による議員立法で「科学技術基本法」が成立してしまいました。この法律の最初のところで、対象は、「科学技術(人文科学のみに係るものを除く)」であると書かれています。なお、当初、科学技術基本法の案では、基礎科学は除外されていたようですが、最後の段階で除外をやめたとも聞いています。

である、決して「Science-based Technology」ではない、と強調しています。しかし、「科学技術」は我々には、どうしても文字通りにScience-based Technologyとしか読めない用語です。もし尾身氏のような意味を表現するならば、どう見ても「科学と技術」でしょう。この点に關連して、科学技術基本法に基づいてすでに第一期基本計画が進行している最中の平成十一年四月二十日に行われた、当時の科学技術庁が主催した「二十一世紀の社会と科学技術を考える懇談会」の第二回目の会合で、ある委員はこう発言しておられます。曰く「科学と技術は違ふのではないか—この辺りはきつち議論するべき議題の一つであろう」「日本語流の科学技術を念頭において(国際会議の)課題を決めて—各国の人に勧誘の手紙を書こうと思つたとたんに—何て訳したらいい

か分からなくなつてしまつた」「日本だけで科学技術という造語というか、定着した言葉で議論していると、どうも国際性を失つてしまふ」「これが制度の枠と結びついていふということが日本の特徴であり、科学技術は科学技術庁があつかい、人文科学のみは除くと法律に書いてある」。こうした意見を受けて、井村座長が次のように述べておられます。曰く「(第一期)科学技術基本計画の策定の時に(第一期)の開始が平成九年ですから、これはそれ以前のことでしょう。最初の委員会ですることが問題になり、科学・技術が、それとも科学技術かという点で色々議論があつて、結局あまり結論が出ないままに科学技術基本計画は出来てしまつたように思うが、この問題はちよつと一言で簡単に議論できないところもある」。

そのような流れの末に、文部省と科学技術庁が合併して平成十三年に文部科学省が発足しました。相入れない考え方の二省庁が合わさつた今の文部科学省では、「科学技術」とは人文・社会科学、生命科学、理学・工学など、すべての学問分野を含むのだといふます。このことは、我が日本学術会議が対象とする学問分野の全てを含んでいることになりま

す。でも、それならば「学術」というべきです。少なくとも、「科学技術」が人文・社会科学をも含むという解釈は、人文・社会科学が「科学」に含められるか否かということさえ大きな議論になる日本学術会議ではどういふ受け入れられる定義ではありません。これこそが、昭和三十七年に日本学術会議が科学研究の推進のために「科学研究基本法」制定を「勧告」したゆえんなのです。しかしながら、現実にはこの「勧告」は無視され、

前述のような定義と解釈が行政用語として定着していると言われているのは、当然とするしかありません。かつての文部省学術国際局の科学技術に關する「まっとうな」考え方は抹殺されてしまつたのでしょうか。

私がこのような用語の定義、特に「科学技術」にこだわる第一の理由は、人文・社会科学を推進しようとする、それはすでに「科学技術」の一部として推進されていると言われてしまふことであり、結局は人文・社会科学が「添え物」扱いされ後回しになる危険性があることです。実際、人文・社会科学領域の研究の特性がなかなか理解されずに、自然科学研究向けに作成された制度の枠組みに強制的に入れられて困る場面が少なくありません。理由の二番目は、同じように純粋な基礎科学が「科学技術」の一部として扱われるが故に適切な扱いを受けていないと考えられることです。どうしても「科学技術」には出口志向のニュアンスが付きまとうからです。そもそも、「科学技術」という用語で表現されるものは、あくまでも「科学」に裏付けられた高度な技術」と素直に考えるのが、国際的にも当然であつて、国際的に通用しない用語の使い方はするべきでないと考えます。